

## 長和町議会基本条例（原案）

前文	前文
	第1章 総則
第1条	（目的）
	第2章 議会・議員の基本原則
第2条	（議会及び議員の責務）
第3条	（議会の活動原則）
第4条	（議員の活動原則）
第5条	（議員の政治倫理）
	第3章 議会と町民等との関係
第6条	（情報の公開）
第7条	（町民参加及び町民との連携）
	第4章 議会と町長等との関係
第8条	（議会と町長等との関係）
第9条	（政策形成過程等の説明）
第10条	（予算・決算における政策説明資料の提出）
	第5章 議会運営と議会機能の強化
第11条	（自由討議の充実による論点、争点の整理）
第12条	（議員研修の充実）
第13条	（議会広報広聴の充実）
第14条	（議会事務局）
第15条	（議会図書室）
第16条	（議員定数）
	第6章 政務活動費
第17条	（政務活動費）
	第7章 議員報酬
第18条	（議員報酬）
	第8章 議会改革の推進
第19条	（議会改革の推進）
	第9章 最高法規性
第20条	（最高法規性）
	第10章 検証及び見直し
第21条	（検証及び見直し）
	第11章 補則
第22条	（委任）
附則	附則

(前文)

長和町議会（以下、「議会」という。）は、二元代表制の一方の担い手として、長和町民（以下、「町民」という。）の意志を的確に町政に反映し、長和町としての最良の意志決定を行い、町民全体の福祉の向上を実現する使命を負っている。議会は、町民の多様な意見を代表する合議制の議事機関としての権能を十分に駆使し、町民の信託に応え、地域における民主主義の発展と真の住民自治の実現のために、その役割を果たさなければならない。

議会は、長和町民憲章及び長和町住民自治基本条例を尊重し、町民との信頼関係と協働の精神を基本に、町長との健全な緊張関係を保持し、自由闊達な討議を通して、町政の監視・評価機能を十分に発揮し、政策の立案、決定、執行、評価における論点や争点を発見し、広く町民に明らかにする責務を有している。

これら議会が持つ責務と使命を実現するため、議会の公平性と透明性を確保し、議員相互の自由な討議の展開、政策活動へ町民が参加する機会の確保、議員の自己研鑽と資質の向上等を図ることにより、町民に開かれ、信頼され、町民とともに行動する議会、及び、政策提言ができる、存在感のある議会を築くために、不断の議会改革に努めることを決意し、この条例を制定する。

#### 【要旨】

すべての町民が平和のうちに健康で文化的な安心して暮らせる長和町を実現する使命を果たすため、議会改革の基本理念と目指すべき目的を示し、その実現に取り組む決意を宣言しています。

第1段では、町民の持つ様々な意見を取り入れ、長和町にとって最も良い意志決定を行う機関としての使命を自覚し、合議制の議事機関としての機能を活かし、真の住民自治を実現する役割と決意を表明しています。

第2段では、町民との信頼関係と協働の精神を基本として、町政の監視・評価を行うこと、町の政策における課題を明らかにして町民に伝えること等の責務があることを明らかにしています。

第3段では、議員相互の自由な討議を行い、議員の資質向上等を図り、町民に開かれた、政策提言のできる議会をつくるために、議会改革を進めていく決意を宣言しています。

#### 【解説】

##### (1) 二元代表制

地方公共団体において、執行機関を代表する町長と、議決機関＝意志決定機関である議会を構成する議員が、それぞれ別の選挙において、ともに住民の代表者として、町民の直接選挙によって選出される制度を「二元代表制」といいます。町長と議会は、互いに独立対等の機関として、均衡・抑制しながら町の基本方針を決定し、町の運営を行うことになっています。

##### (2) 合議制の議事機関

憲法第93条に、「地方公共団体には、…、その議事機関として議会を設置する。」と規定されており、町長が一人で判断し意志を決定する独任制の機関であるのに対し、議会は複数の議員の合議によって意志を決定する機関となっていることをいいます。このため、議会に対しては、議員相互の討議を尽くして議決を行うことが求められています。

##### (3) 住民自治

憲法第92条にある「地方自治の本旨」の中の1つで、「地方公共団体の運営は、住民の意志に基づいて、住民の参加によって行われるべき」とあるという原則を「住民自治」といいます。この実現には、町民の意思を反映させるために、行政のみならず、議会への町民参加の機会を保障することについても取り組むことが求められています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び長和町議会議員（以下、「議員」という。）の活動の活性化と充実のために必要な議会活動の基本事項を定めることにより、長和町の持続的発展と町民全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 【要旨】

この条例の目的を規定しています。「長和町の持続的発展と町民全体の福祉の向上」を実現するために、長和町議会の活動を充実させるための基本事項を明らかにすることが、この条例の目的です。

## 第2章 議会・議員の基本原則

### (議会及び議員の責務)

第2条 議会及び議員は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法律」という。）が定める概括的な規定、及び、本条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民を代表する合議制の機関として、町民全体の福祉の向上のために、町民に対する責任を果たさなければならない。

#### 【要旨】

議会及び議員が、日本国憲法と地方自治法、長和町議会基本条例及び関係する条例、規則、規程等を守り、長和町民憲章及び長和町住民自治基本条例を尊重して活動し、前文に示した基本理念の実現と町民全体の福祉の向上のために、議会及び議員の責務を果たすことを規定しています。

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、主権が町民にあり、町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、次に掲げる基本原則に基づいて活動する。

- (1) 公正性、透明性、信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 町民の多様な意見、要望の把握に努め、町長等に対し、町民の意志が反映された適切な行財政運営が行われているか、監視、評価するとともに、政策の立案・提言、条例提案等を積極的に進めるよう努めること。
- (3) 議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員相互の自由闊達な討議を重んじ、論点、争点を明らかにするよう努めること。
- (4) 町民に分かりやすい、開かれた議会運営に努め、議会への町民の参加を保障すること。

#### 【要旨】

議会が住民自治の原則を自覚して活動すること、及び、議会が担う役割と責任を果たすための原則を規定しています。

- (1) 公正で、町民に開かれた、信頼される議会運営に努めること。
- (2) 町民が持つ様々な意見・要望を把握するよう努めること、町長等の執行機関の事務が適切に執行されているか監視・評価すること、町政の課題を示して政策を立案し町長等に対して提言を行うよう努めること。
- (3) 議員相互の自由で活発な討議を行い、論点や争点を明らかにするよう努めること。
- (4) 議会への町民の参加を保障すること。

#### 【解説】

##### (1) 町長等

地方公共団体には、執行機関として、選挙された独任制の町長と教育委員会、選挙管理委員会などの委員会又は委員を置くこととされています。これら執行機関の総合調整は町長が行います。また、町長の補助機関として、副町長やその他の職員がおり、ここでは、これらの機関を含めて「町長等」としています。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる基本原則に基づいて活動する。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進に努めること。
- (2) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究を行い、広く町民の意見を聴取し、政策提言、議会審議に生かすよう努めること。
- (3) 町民から負託された責務を深く自覚し、自己の能力を高める不断の研鑽によって、町民の信頼に応える活動をする事。
- (4) 個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

#### 【要旨】

町民の代表として、議会を構成する議員のあるべき活動原則を規定しています。

- (1) 議会が活発な議論を通して意志決定をする機関であることを十分認識して活動すること
- (2) 議員それぞれが独自に調査研究を行い、広く町民の意見を聞き、議会活動に活かすよう努めること。
- (3) 自己の能力を高めるための努力を怠らず、町民の代表として相応しい行動を行うこと。
- (4) 一部の地域や団体への利害得失に偏らず、町民全体の福祉の向上を念頭に置いて活動すること。

### (議員の政治倫理)

第5条 議員は、町民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、公職選挙法等の法令を遵守するとともに、良心と責任感を持って行動し、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

#### 【要旨】

議員は、選挙で選ばれた町民の代表として、公正、公平、誠実に職責を全うすることを求められています。そのために、法令を遵守し、良心と責任感を持って、議員としての政治倫理の保持に努めることを規定しています。

### 第3章 議会と町民との関係

#### (情報の公開)

第6条 議会は、町民に対して議会活動に関する情報を公開し、議決責任、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、議案等に対する議員個々の態度を議会広報等で公表し、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努める。

3 議会は、本会議のほか、委員会、全員協議会を原則として公開するものとする。

4 町民の知る権利を保障するために、議会の広報活動を充実させ、町民が町行政と議会に関心が持てるよう努める。

#### 【要旨】

議会は、町民に開かれた議会を実現するため、町民に対して議会活動に関する情報を公開し、議会の説明責任を果たすことを規定しています。

議案等に対する議員の対応を議会広報等で公表すること、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会を原則的に傍聴可能とすること、議会本会議のケーブルテレビによる中継を実施すること、本会議の議事録を公開することなどを規定するとともに、町民が議会に関心を持てるよう、議会だよりやホームページ等の情報媒体を活用して議会広報の充実に努めることを規定しています。

#### (町民参加及び町民との連携)

第7条 議会は、町民と議会との交流を深め、連携を強めるために、町民と議会との懇談会等を多様な形態で開催し、広く町民の意見を聴取し、議会活動に反映させるよう努める。

2 議会は、町民、町民組織、町内外の団体等との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策能力の向上に資するとともに、政策提案の拡大に努める。

3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める。

4 議会は、請願及び陳情の審議において、請願及び陳情の権利を十分に尊重するために、提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

#### 【要旨】

議会への町民の参加を保障し、町民に開かれた議会を実現するため、「町民と議会との懇談会」等を開催して町民の多様な意見を把握し、議案審議や政策立案に活かすことを規定しています。

町民や町民組織等との意見交換の場を設けること、公聴会、参考人制度を活用すること、請願及び陳情の審議においては提出者の意見を聴く機会を設けることができることなどを規定しています。

#### 【解説】

##### (1) 公聴会

重要な案件の審査を周到に行うため、町民から直接意見等を聴くために開催するもの。

##### (2) 参考人

委員会における調査・審査を充実させるため、利害関係人や学識経験者等の出席を求め、意見を聴取する制度。

##### (3) 専門的又は政策的識見等の活用

議会における審議と政策形成機能の強化を図る見地から、議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査のため必要な専門的事項に係る調査を、学識経験を有する者等にさせることができる制度。

## 第4章 議会と町長等との関係

### (議会と町長等との関係)

第8条 議会は、議会審議における町長等との健全な緊張関係の保持に努め、事務執行の監視、評価及び政策の提言を行う。

2 本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

3 町長等は、本会議、委員会及び全員協議会における議員の質疑又は質問に対して、議長の許可を得て、当該質疑又は質問をした議員にその主旨を確認することができる。

#### 【要旨】

議会は、町長等との独立対等で健全な緊張関係を保持し、町長等の行政事務に関する監視・評価及び政策提言を行うことを規定しています。

質疑応答は、その趣旨を明確にし、町民の理解が深まるよう「一問一答」方式で行うこと、町長等は質疑等を行う議員に対して、論点を明確にするためにその質疑内容の主旨を確認することができることを規定しています。

### (政策形成過程等の説明)

第9条 議会は、町長等が提案する重要な政策、施策、計画、事業等（以下、「政策等」という。）について、議会審議における論点を整理し、当該政策等の水準を高めるため、町長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 政策発生の根拠
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 町民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 法令及び条例等との関係
- (7) 広域行政との整合性
- (8) 財源措置及び将来にわたるコスト計算
- (9) その他議会が必要と判断する事項

#### 【要旨】

町民の生活に大きな影響を与えるような重要政策等に対する意志決定にあたっては、より慎重な政策論議を行うことが必要です。そのために、本会議及び委員会での審議における論点を明確にするため、町長等に対し説明を求めることができる旨を規定しています。

### (予算・決算における政策説明資料の提出)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、町長等に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を提出するよう求めることができるものとする。

#### 【要旨】

特に、予算・決算の審議に際して、提案される政策の信頼性・正当性を確保するため、町長等に対し関連資料の提出を求めることができる旨を規定しています。

## 第5章 議会運営と議会機能の強化

(自由討議の充実による論点、争点の整理)

第11条 議長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、議員相互の自由討議の充実に努め、円滑で効率的な議会運営に努める。

2 委員会及び全員協議会において議案審議等の結論を出す場合、議員相互の自由討議を尊重して議論を尽くし、論点、争点の整理に努める。

3 議員は、自由闊達な討議を経て、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努める。

4 議会は必要に応じて、弁護士、税理士などの専門家の協力を求めることができる。

### 【要旨】

議会が言論の府であり、討論の場であるとの認識のもと、議員相互の自由討議を充実させ、効率的な議会及び委員会の運営に努めること、積極的な提言に努めることを規定しています。また、必要に応じて専門家の協力を求めることができる旨を規定しています。

(議員研修の充実)

第12条 議会は、議員の理論政策能力の向上、特に政策立案能力を高めるために、議員研修を充実強化する。

2 議会は、議員に本条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに本条例に関する研修を行う。

3 議会は、議会及び議員の資質の向上、情報の交換を図るために、他の自治体議会との交流会や研修会等に積極的に参加する。

### 【要旨】

議員の能力が議会力の向上に大きく関わります。議会は、議員の資質向上、政策形成・立案の能力向上のために議員研修を充実強化し、研修会や交流会等に積極的に参加することを規定しています。また、一般選挙後の議員任期が開始されてすぐに、議会基本条例の研修を行うことを規定しています。

(議会広報広聴の充実)

第13条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して分かりやすく周知するよう努める。

2 議会は、情報通信技術( ICT )の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政に関心をもつよう議会広報広聴活動の充実強化に努める。

### 【要旨】

議会は、町民に開かれた議会を実現するために、町政及び議会の情報を町民に分かりやすく知らせるよう努めること、また、様々な手段を活用して広報広聴活動に努めることを規定しています。



(議会事務局)

第 14 条 議会は、議事運営の円滑化、並びに、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び政策法務の機能を積極的に強化する。

【要旨】

議会は、円滑な議事運営やよりよい政策づくりを可能にするため、議会事務局を充実させていくことを規定しています。

(議会図書室)

第 15 条 議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実を図り、有効活用に取り組むとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

【要旨】

議会及び議員の調査研究のために設置される議会図書室を充実させ活用することに努めるとともに、議会の持つ情報を町民に対して公開するという見地から、誰もが利用できるようにすることを規定しています。

(議員定数)

第 16 条 議員の定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に勘案するとともに、議会活動や議員活動の評価等に関して、広く町民の意見を聴取する。

3 議員定数の条例改正案は、法律第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、正当な改正理由を付し、必ず議員が提案するものとする。

【要旨】

長和町議会の議員定数は、定数条例において 10 名と規定されています。議員定数の改正に対しては、町の現状と将来をよく勘案し、広く町民の意見を聞いて検討することを規定しています。

## 第6章 政務活動費

### (政務活動費)

第17条 議員は、長和町議会政務活動費の交付に関する条例（平成22年3月24日長和町条例第16号）の規定により交付を受けた政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

2 議員は、政務活動費を適正に執行し、常に町民に対して使途の説明責任を負う。

#### 【要旨】

長和町議会では、議員に月額5,000円の政務活動費が認められています。議員は、この政務活動費を有効に活用して議会審議や政策立案等に役立つ調査研究を行うこと、また、適正に執行し、説明責任を果たすことを規定しています。

## 第7章 議員報酬

### (議員報酬)

第18条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議会活動及び議員活動の評価等に関して、町民の意見を広く聴取する。

#### 【要旨】

議員報酬の改正に際しては、町の現状と将来を考慮し、広く町民の意見を聞いて検討することを規定しています。

## 第8章 議会改革の推進

### (議会改革の推進)

第19条 議会は、地域の情勢や時代の趨勢に対応した地方議会のあり方を常に議論し、継続的な議会改革の推進に努める。

#### 【要旨】

地域の情勢や社会その他の変化に適切に対応できる議会にするため、継続的に議会改革に取り組んでいくことを規定しています。

## 第9章 最高法規性

(最高法規性)

第20条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うものでなければならない。

2 議会は、この条例に定める事項を尊重するとともに、議会に関する現行の条例、規則、規程等の見直しを行い、体系化を図るよう努める。

### 【要旨】

「議会基本条例」が議会に関する条例や規則、規程等の中で最も上位に置かれるものであり、他の条例等はこの条例の内容に反しないものであるべきこと、現行の条例等についてもこの条例を尊重して見直していくことを規定しています。

## 第10章 検証及び見直し

(検証及び見直し)

第21条 議会は、不断の議会改革に努めるとともに、この条例の目的が達成されているか、社会情勢の変化及び町民の意見を踏まえ、2年に1度以上、全議員で検討・検証を行う。

2 議会は、検証の結果、改正が必要と認められる場合には、速やかに適切な措置を講ずる。

3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において改正の理由及び背景を説明しなければならない。

### 【要旨】

議会は、この条例の目的が達成されているかについて、2年に1度以上、全議員で検証を行い、必要があれば速やかに適切な措置をとるべきことを規定しています。

## 第11章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 【要旨】

この条例の施行にあたり、第20条で規定している最高法規性を踏まえ、この条例に係る条例や規則、規定、申し合わせ事項などの必要事項を別に定めることを規定しています。

附則 この条例は、平成 年 月 日から施行する。